

令和七年八月二十五日

聖籠町農業委員会第二十六期

第六回総会議事録

聖籠町農業委員会 第26期 第6回総会議事録

聖籠町農業委員会第26期第6回総会は、令和7年8月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

1番 宮 下 吉 勝 (会長)	2番 八 幡 裕 (会長職務代理)
3番 神 田 勝 (農地部長)	4番 宮 野 公 之 (農政部長)
5番 斎 藤 瞳 子	6番 岩 渕 せ ん
7番 長谷川 智 之	8番 加 藤 孝 博
9番 新 保 昭 治	10番 斎 藤 直 樹
11番 宇都宮 直 子	12番 渡 邊 富 子
13番 堀 常 正	

2 欠席委員 なし

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮 川 順 次長 天 野 秀 一 主事 相 馬 宏 向

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

5 会議の概要

- 議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第26期第6回総会を開会します。
(開会 午後2時00分)
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、10番委員、11番委員を指名いたします。
なお、説明者には次長、書記には主事を指名します。
- 議長 日程第2、会期の決定について、令和7年8月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。
- 議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。
- 次長 はい。それでは1ページをお願いします。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。
番号28、申請地は、大字諒訪山字尾沢辺〇〇〇です。地目は畠であり、面積は138m²です。諒訪山の譲り渡し人から諒訪山の譲り受け人への使用貸借権の設定です。譲受人の経営面積は9,512m²です。
- 番号29、申請地は、大字三賀字白通〇〇〇です。地目は畠であり、面積は870m²です。三賀の譲り渡し人から三賀の譲り受け人への賃借権の設定です。譲受人の経営面積は11,406m²です。
- 番号30、申請地は、大字三賀字前谷内〇〇〇です。地目は畠であり、面積は1,813m²です。三賀の譲り渡し人から三賀の譲り受け人への賃借権の設定です。譲受人の経営面積は11,406m²です。
- 番号31、申請地は、大字網代浜字榎〇〇〇です。地目は畠であり、面積は1,035m²です。網代浜の譲り渡し人から網代浜の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は5,546m²です。
- 番号32、申請地は、大字藤寄字浦潟〇〇〇ほか2筆です。地目はいずれも田であり、面積は3筆合計で2,530m²です。新潟市の譲り渡し人から新潟市の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は49,055m²です。
- 番号33、申請地は、大字藤寄字浦潟〇〇〇ほか1筆です。地目はいずれも田であり、面積は2筆合計で2,558m²です。新潟市の譲り渡し人から新潟

市の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は49,055m²です。

番号34、申請地は、大字藤寄字浦潟○○○です。地目は田であり、面積は1,012m²です。新潟市の譲り渡し人から新潟市の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は49,055m²です。

番号35、申請地は、大字諏訪山字苔沼○○○です。地目は畠であり、面積は628m²です。二本松の譲り渡し人から二本松の譲り受け人へ使用貸借権の設定です。譲受人の経営面積は0m²です。

これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議案第1号 総合計

田 6筆 6,100m²

畠 5筆 4,484m²

計 11筆 10,584m²

令和7年8月25日提出

聖籠町農業委員会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。

この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。11番委員、退席願います。

(11番委員 退席)

議長 番号28について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号28について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

(11番委員 入場、着席)

議長 続きまして、4番委員、退席願います。

(4番委員 退席)

議長 番号29から30について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号29から30について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

(4番委員 入場、着席)

議長 以上で議事参与に関する案件が終了しました。

ほかの案件について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、上程いたします。

次長 はい。それでは3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画に係る意見」について、ご説明いたします。

中間管理権設定(公社貸付)分につきましては、農林公社が借り入れた農地を耕作者へ転貸するものです。このたびは、3件の申し出があり、全て賃借権の設定となっております。

なお、公社の借入契約よりも先に貸付契約が期間満了となつたため、この度は貸付側の契約のみ設定をするものとなります。

農用地利用集積等促進計画につきましては、「町が計画を作成するにあたり、農業委員会から意見を聞くことが適当である」とされていることから、町から農業委員会に対して意見聴取の依頼を受けているところです。

したがいまして、計画案に対してご意見等がなければ、総会において「農地中間管理権の取得または権利の設定は妥当である」旨を決定し、町に対して回答します。

これらの案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を満たしていることから、決定相当と判断されます。

令和7年8月25日提出

聖籠町農業委員会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第2号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時12分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 年 月 日

聖籠町農業委員会

議 長 _____ 印

聖籠町農業委員会

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印